

第4回定例会会議録

令和6年11月29日（金）

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（荻原謙一君） おはようございます。これより、令和6年第4回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（荻原謙一君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀淳志君 登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君） おはようございます。それでは、書類番号1をご覧ください。だきたいと思います。

諸般の報告

令和6年11月29日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案12件、報告2件が提出されていきます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情4件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、森泉謙夫議員ほか7名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから25ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

26ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（荻原謙一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

池田るみ議会運営委員長。

（議会運営委員長 池田るみ君 登壇）

○議会運営委員長（池田るみ君） それでは、報告いたします。

11月22日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和6年第4回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案12件、報告2件の計14件であります。一般質問の通告者は8名であります。

9月定例会以後提出された陳情は4件あり、受理いたしました。

これにより、会期は、本日より12月16日までの18日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、27ページをご覧ください。

令和6年第4回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日 11月29日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程

議案説明

第 2 日 11月30日 土曜日

議案調査

第 3 日	1 2 月	1 日	日曜日		議案調査
第 4 日	1 2 月	2 日	月曜日		休会
第 5 日	1 2 月	3 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日	1 2 月	4 日	水曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 7 日	1 2 月	5 日	木曜日		休会
第 8 日	1 2 月	6 日	金曜日	午前 1 0 時	議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 9 日	1 2 月	7 日	土曜日		休会
第 1 0 日	1 2 月	8 日	日曜日		休会
第 1 1 日	1 2 月	9 日	月曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 2 日	1 2 月	1 0 日	火曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 3 日	1 2 月	1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 4 日	1 2 月	1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 5 日	1 2 月	1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 6 日	1 2 月	1 4 日	土曜日		休会
第 1 7 日	1 2 月	1 5 日	日曜日		休会
第 1 8 日	1 2 月	1 6 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 9 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

1 2 月 1 0 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

町民建設経済常任委員会

1 2 月 1 1 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

1 2 月 1 2 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

全員協議会開催日程

12月13日 金曜日 午前10時 委員会室1・2

以上で報告を終わります。

○議長（荻原謙一君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より

12月16日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月16日までの18日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（荻原謙一君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

9番 茂木重幸議員

10番 池田るみ議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（荻原謙一君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和6年第4回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

8月7日発生の豪雨災害について、11月21日現在の復旧状況を申し上げます。

道路及び河川関係では、災害協定による御代田町建設業協会へ依頼した応急復旧工事は、被災箇所50か所のうち48か所の復旧が完了しているところでありまして、復旧率は96.0%。町単独災害復旧工事は、被災箇所15か所のうち4か所が復旧済みで、復旧率は26.7%となっております。

また、国庫補助災害復旧工事は5か所で、12月上旬に入札を実施予定でありまして、工期はいずれも令和7年3月末までとしておるところであります。

農地関係では、町単独事業で実施する被災箇所 93 か所のうち 36 か所の復旧が完了しており、復旧率は 38.7% で、農業用施設関係では、町単独事業で実施する被災箇所が 52 か所のうち 49 か所の復旧が完了しており、復旧率は 75.0% となっております。

また、国庫補助災害復旧工事は、農地 30 か所、これは 13 地区で 30 か所ですね。また農業用施設は 9 地区で 12 か所ありまして、農地・農業用施設ともに 12 月中に発注する予定となっております。

今後も被災現場の早期復旧に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、町ホームページに復旧の進捗状況を掲載しております。毎週金曜日に更新しますので、ご覧ください。今日もこれから更新するかなと思います。

また、12月25日発行の広報やまゆりに御代田町建設業協会にご協力いただきました災害復旧工事の様子を掲載させていただきますので、そちらもご覧ください。

さて、本定例会に提案させていただきました案件は、専決処分事項の報告 2 件、人事案 3 件、条例案 4 件、補正予算案 5 件の計 14 件です。

専決処分事項の報告につきましては、公務外出中に対向車両と接触した事故に係る損害賠償についてと、第 46 回御代田町各区対抗野球大会における車両損傷事故に係る損害賠償についてです。

こちらは、7月16日に発生しました職員による公用自動車の物損及び人身事故と、8月14日に発生しました各区対抗野球大会における車両損傷事故について、示談が成立し、専決処分した旨を報告いたします。

次に、人事案 3 件について申し上げます。

1 件目の固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法の規定に基づき、当町は 3 名の委員を選任しておりますけれども、そのうち 1 名の任期が 12 月 31 日をもって満了となるため、同委員の選任について議会の同意をお願いするものです。

2 件目の教育長の任命について及び 3 件目の教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき任命しています教育長及び教育委員について、任期が満了となるため、それぞれ議会の同意をお願いするものであります。

条例案の４件のうち、２件目の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案については、刑法の改正に伴い、御代田町議会の個人情報保護に関する条例等６件の条例をまとめて一部改正するものです。

また、４件目の御代田町立図書館条例の一部を改正する条例案については、図書館の業務の改善のために開催している利用者懇談会に加え、より広く地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映させていくため、図書館協議会を設置するように改正をいたします。

続きまして、補正予算案５件について申し上げます。

令和６年度一般会計補正予算案（第６号）は、歳入歳出それぞれ１，６５６万円を減額し、合計９９億４，８３６万円とするものです。

歳入では、保育料負担金につきまして県が開始した保育料軽減事業により保育料を軽減するため、８１２万円の減額を計上しました。

国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費の増により国負担分１，４３６万円の増、児童手当負担金は、当初の概算見込み数より対象者が増加したこと及び国の負担割合が増加したことにより５５３万円の増、公共土木施設災害復旧費における国費分が決定したことによる６，５２７万円の減などにより、４，５１０万円の減額を計上しました。

県負担金では、障害者自立支援給付費の増により、県負担分７３２万円の増、県補助金ではＵＩＪターン就業・創業移住支援事業補助金対象者の増加により１，６６２万円の増、保育料軽減事業補助金は５５９万円の改増、子育て応援交付金１８６万円の改増などを計上しました。

繰入金では、財政調整基金繰入金を５，０００万円増額で計上しています。

現在、予備費の予算額は１億７００万円弱ありますがけれども、既に３，０００万円ほど充当していること、また、今後、人事院勧告による人件費の増が控えており、試算では５，０００万円以上の増額が想定されていることなどから、今回は財政調整基金繰入金を増額し、現状の予備費の規模を維持できるようにしました。

また、８月７日豪雨の災害対応を優先し、町単独の町道改良事業を減額するため、充当予定であったふるさと創生基金繰入金を２，９００万円減額しています。

町債につきましては、災害復旧事業で国費から単費へ組み替えたものに関する増減、単独道路改良工事の減にあわせて１，５４０万円の減額を計上しております。

歳出では、総務費ほかで一般職人事管理経費の増を計上しております。災害対応などによる時間外勤務手当の増によるものです。

民生費では、障害者自立支援給付費で3,052万円の増、県の新規事業で補助率2の1の子ども・子育て応援交付金事業で380万円の改増の計上です。

衛生費では、清掃費で浅麓環境施設組合へのし尿処理負担金の減などにより2,168万円の減。

商工費では、一定の要件を満たす移住者に対するU I J ターン就業・創業移住支援金で2,370万円の増。

土木費では、歳入でも説明しましたとおり、災害対応優先のため、道路新設改良事業費で5,750万円の減。

教育費では、G I G A スクールのための学校ネットワークアセスメント業務委託料142万円のほか、各施設の修繕費等を増額計上しております。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費について、国庫補助の査定完了により、国費分、単独分の整理と事業の進捗により、総額で4,343万円の減額を計上しております。

次に、特別会計及び企業会計の補正予算について申し上げます。

国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）は、療養給付費の増及び基金積立金の計上などにより、2,690万円の増額。

介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）は、介護給付費の減により1,570万円の減額。

御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）は、口座振替手数料等の増額と2件の債務負担行為を、御代田町下水道事業会計補正予算案（第3号）は、資本費平準化債2,400万円の増額を計上しております。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議を頂き、原案どおりのご採決を頂きますようお願いを申し上げます。令和6年第4回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（荻原謙一君） これより議案を上程します。

――日程第5 報告第9号 専決処分事項の報告について（公務外出中に対向車両と

接触した事故に係る損害賠償について) — — —

○議長（荻原謙一君） 日程第5 報告第9号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書4ページをご覧ください。

報告第9号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日 提出

御代田町長 小園拓志

5ページをお開きください。

専第13号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、公務外出中に対向車両と接触した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり専決処分する。

令和6年10月18日 専決

御代田町長 小園拓志

事故発生日時は、令和6年7月16日、午後1時35分頃であります。

事故発生場所は、西軽井沢地区の御代田町大字御代田2568番地付近の交差点であります。

事故の概要です。上記日時の場所において、町職員（甲）の運転する公用車が特別養護老人ホームきらく苑側から旧中山道交差点に進入する際、一旦停止した上で前進したところ、右側の工事中の看板と誘導員に気を取られ、旧中山道を直進してきた（乙）の運転する相手車に気付かず、相手車両の右フロント及びリアドアに公用車が接触し、相手車を破損させました。また、人身事故としまして相手車の運転手（乙）と同乗者（丙）が負傷したという内容でございます。

損害賠償額は、対物賠償は（乙）所有の自動車修理代で29万1,949円、対人賠償につきましては、（乙）3万4,051円、（丙）5万3,483円で合計

37万9,483円となり、10月18日付で示談が成立をしまして、同日付で専決処分をいたしました。

また、損害賠償額全額を一般社団法人全国自治協会から支払いを完了しているところでございます。

このたびはこのような事故を起こしてしまい、大変申し訳ありませんでした。

○議長（荻原謙一君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

―――日程第6 報告第10号 専決処分事項の報告について（第46回御代田町各区対抗野球大会における車両損傷事故に係る損害賠償について）―――

○議長（荻原謙一君） 日程第6 報告第10号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） 議案書6ページをご覧ください。

報告第10号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日 提出

御代田町長 小園拓志

7ページをご覧ください。

専第14号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、第46回御代田町各区対抗野球大会における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり専決処分する。

令和6年11月1日 専決

御代田町長 小園拓志

事故発生日時でございますが、令和6年8月14日、午後2時頃。

事故発生場所は、御代田町町営グラウンド駐車場です。

事故の概要ですが、第46回御代田町各区対抗野球大会が行われた際、打者が打

ったファールボールが、試合を観戦するために駐車場に駐車していた車に当たったことによりボンネットがへこみ、車を破損させたものでございます。

損害賠償額ですが、自動車修理代金として３万８,５００円で、全額を全国町村会総合賠償補償保険で対応いたしております。

報告につきましては以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

―――日程第７ 議案第９４号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第７ 議案第９４号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書８ページをご覧ください。

議案第９４号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員の委員に選任したいから、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記といたしまして、氏名、大井秀夫氏であります。

住所及び生年月日は、議案書記載のとおりでございます。

令和６年１１月２９日 提出

御代田町長 小園拓志

当町は、地方税法の規定に基づき、固定資産税課税台帳に登録された評価価格に関する不服申立てを審査決定するため、３名の委員を選任しております。そのうち１名の任期が本年１２月３１日をもちまして満了となるため、大井氏の再任をお願いするものでございます。

大井氏は、長年にわたり司法書士及び土地家屋調査士としてご活躍された経験から、固定資産税評価に精通されておりまして、平成２８年３月１４日から現在まで本委員に選任されております。引き続き４期目の選任について、議会の同意をお願いいたします。

同意を頂けましたら、新たな任期は令和７年１月１日から令和９年１２月３１日

までの３年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第８ 議案第９５号 教育長の任命について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第８ 議案第９５号 教育長の任命についてを議題とします。

茂木教育長におかれましては、一旦退席を願います。

（教育長 茂木伸一君 退席）

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書９ページをご覧ください。

議案第９５号 教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記といたしまして、氏名、茂木伸一氏です。

住所及び生年月日は、議案書記載のとおりでございます。

令和６年１１月２９日 提出

御代田町長 小園拓志

本案については、本年１２月２０日をもって教育長の任期が満了となるため、茂木氏の再任をお願いするものでございます。

茂木教育長は、平成３０年、教育長に就任以来、御代田町が目指す教育の方向を見据えながら町と協力連携しつつ、夢サポート塾の創設、郷土学習誌「みよた学」の発刊や、令和６年度からは英語力向上を図るため英語検定応援講座を開設するなど、ご尽力いただいております。引き続き３期目の任期について、議会の同意をお願いいたします。

議会の同意が頂けましたら、任期は令和６年１２月２１日から令和９年１２月２０日まで３年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

(教育長 茂木伸一君 着席)

―――日程第 9 議案第 9 6 号 教育委員会委員の任命について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 9 議案第 9 6 号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長（荻原春樹君） 議案書 10 ページをご覧ください。

議案第 9 6 号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記としまして、氏名、山口智之氏です。

住所、生年月日は議案書記載のとおりでございます。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

御代田町長 小園拓志

本案につきましては、本年 12 月 14 日をもって教育委員会委員の任期が満了となるため、山口氏の再任をお願いするものでございます。

山口委員は令和 2 年 12 月に就任以来、教育長職務代理者として御代田町教育行政の発展に努められるとともに、御代田町スポーツ協会会長として、協会創立 50 周年の今年度 50 周年記念式典や夏季巡回ラジオ体操の開催など、学校教育だけでなく社会教育分野まで幅広く町教育行政の発展にご尽力いただいております。引き続き 2 期目の任命について、議会の同意をお願いいたします。

議会の同意が頂けましたら、任期は令和 6 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までの 4 年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 10 議案第 9 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１０ 議案第９７号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書１１ページをご覧ください。

議案第９７号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和６年１１月２９日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書１２ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、条例内で定めております特別職の職員で非常勤の者の報酬に３つの委員を追加するよう一部改正するものでございます。

改正概要は、本条例別表で定めております特別職の職員で非常勤の者の報酬に、新たに設置をいたします景観計画策定委員会の委員及び図書館協議会の委員と、これまで別表に記載のなかった特産品委員会の委員の３委員を追加するよう改正いたします。

また、報酬の額はそれぞれ日額８，０００円となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

議案書１４ページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第１１ 議案第９８号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１１ 議案第９８号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書15ページをご覧ください。

議案第98号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年11月29日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書16ページからの制定文をご覧ください。

本案につきましては、刑法の改正に伴い、従来の禁錮刑と懲役刑が廃止され、拘禁刑に一本化されることになったため、6つの条例をあわせて改正するよう制定をしております。

改正概要でございます。禁錮刑と懲役刑を拘禁刑に一本化するよう改めるもので、第1条では、御代田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正を、第2条では、御代田町公文書公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を、第3条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第4条は、御代田町公共物管理条例の一部改正を、第5条では、御代田町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正を、第6条では、御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を定めております。

附則では、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日である令和7年6月1日から施行とする施行期日、また経過措置を定めております。

議案書の18ページから30ページは、それぞれ条例ごとの新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第12 議案第99号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第12 議案第99号 御代田町福祉医療費給付金条例の一

部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の３１ページをご覧ください。

議案第９９号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について
御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和６年１１月２９日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由でございますが、福祉医療費支給対象者の所得制限額につきましては、
児童扶養手当に準拠しておりますが、児童扶養手当施行令の一部改正に伴い、当町
の福祉医療費給付金条例に項ずれが生じたため、同条例の一部を改正するものでご
ざいます。

改正の内容でございますが、第３条第２項第６号中「同令第２条の４第２項に規
定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額」を「同令第
２条の４第２項第１号に定める額」に、「第８項」を「第７項」に改め、同項第
７号中「第８項」を「第７項」に改め、同項第８号中「父母のいない児童で、その
者」の次に「若しくはその者の養育者」を加え、「第７項」を「第６項」に、「第
８項」を「第７項」に改めます。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の御代田町福祉医療費給
付金条例の規定は、令和６年１１月１日から適用いたします。

３２ページが改正条例案、３３ページが新旧対照表となっておりますので、ご確
認をお願いいたします。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第１３ 議案第１００号 御代田町立図書館条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１３ 議案第１００号 御代田町立図書館条例の一部を改
正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部教育次長。

(教育次長 阿部晃彦君 登壇)

○教育次長（阿部晃彦君） 議案書 34 ページをご覧ください。

議案第 100 号 御代田町立図書館条例の一部を改正する条例案について

御代田町立図書館条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由ですが、図書館では利用者懇談会を通して様々な意見等を聴き、サービスの向上に努めていますが、さらに協議会を設置することで専門的な知識等をお持ちの委員の皆様にご意見を頂き、今以上の改善を図るため、協議会について規定するものでございます。

35 ページの改め文をご覧ください。

第 5 条を第 6 条に繰り下げ、新たに第 5 条を加え、その第 1 項で図書館協議会の設置を、第 2 項で委員の定数を、第 3 項で任期をそれぞれ定めています。

また、附則として、令和 7 年 4 月 1 日の施行としています。

36 ページは新旧対照表ですので、ご確認ください。

あわせて御代田町立図書館管理運営規則を一部改正し、協議会の会長や会議等について規定していますので、申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 14 議案第 101 号 令和 6 年度御代田町一般会計補正予算案（第 6 号）
について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 14 議案第 101 号 令和 6 年度御代田町一般会計補正
予算案（第 6 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書 37 ページ、ご覧ください。

議案第 1 0 1 号 令和 6 年度御代田町一般会計補正予算案（第 6 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田町一般会計補正予算（第 6 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

御代田町長 小園拓志

3 9 ページをお願いします。

令和 6 年度御代田町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1, 6 5 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 9 億 4, 8 3 6 万 1, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

続きまして、次の第 1 表 歳入歳出予算補正につきましては、議案書とは別になります。資料番号 1 をご覧ください。

初めに、歳入の主なものから説明をいたします。

款 1 3 分担金及び負担金のうち、保育料負担金は 8 1 1 万 8, 0 0 0 円の減額で、今年度から長野県が創設した保育料軽減補助金を活用して、町としてさらに手厚い子育て支援を進めるため、保育料を軽減するものです。

款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、補正額 4, 5 0 9 万 7, 0 0 0 円の減額です。このうち、障害者自立支援給付負担金 1, 4 3 6 万 1, 0 0 0 円の増額は、障害者が利用するサービス費用が増加しているため、国庫負担分を増額するものです。

また、公共土木施設災害復旧事業費負担金 6, 5 2 7 万円の減額は、8 月 7 日の豪雨災害の補助対象箇所の確定により減額するものです。

款 1 6 県支出金、項 2 県補助金は、補正額 2, 2 0 2 万 1, 0 0 0 円の増額です。このうち、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金 1, 6 6 2 万円は、補助対

象者の増加による増額。このほか保育料軽減事業補助金 5 5 9 万 3, 0 0 0 円は、4 月に遡って県の補助の保育料を軽減する、こちらを実施することから新たに県の補助金を見込むものです。

款 1 9 繰入金、項 1 基金繰入金、こちらは 2, 1 0 0 万円の増額です。このうち、財政調整基金繰入金 5, 0 0 0 万円の増額につきましては、今後予定されている人事院勧告により人件費の増額が想定されることから、予備費を維持するため財政調整基金を繰り入れるものです。

次のふるさと創生基金繰入金 2, 9 0 0 万円の減額につきましては、町単独の町道改良事業について、8 月の豪雨災害の災害復旧費により災害復旧対応をするため、こちらの事業費を減額するため財源の基金繰入金を減額するものです。

続きまして、款 2 2 の町債、こちらにつきましては 1, 5 4 0 万円の減額で、このうち地方道路等整備事業 2, 5 8 0 万円の減額につきましては、こちらも豪雨災害対応のため事業費を減額するため、起債のほうも減額しております。

歳入合計補正額 1, 6 5 5 万 5, 0 0 0 円の減額となっております。

次に 2 ページの歳出についてでございます。

初めに、全体の中では多くの科目で人事管理経費を増額しております。こちらは災害対応などの業務の増加、こういったことによりまして時間外勤務手当などを増額しております。

それから、款の 3 民生費、項 1 社会福祉費、こちらは 3, 8 2 7 万 9, 0 0 0 円の増額で、障害者自立支援給付費 3, 0 5 2 万円は重度障害者の介護や外出等を支援する重度訪問介護事業、それから就労継続支援の利用者の増加によりまして給付費を増額するものです。

項 2 の児童福祉費は 2, 0 3 1 万 8, 0 0 0 円の増額で、子ども・子育て応援交付金事業 3 8 0 万円は、未就学児童世帯の負担軽減を図るために県の交付金を受けて可燃ごみ袋を提供する事業経費になります。

款 4 衛生費、項 2 清掃費は 2, 1 6 7 万 9, 0 0 0 円の減額で、浅麓環境施設組合へのし尿処理費と生ごみ処理費の負担金について、当初想定していなかった国の電気代高騰に対する補助が継続実施されたことから負担金のほうを減額としております。

款 7 商工費は 2, 4 5 4 万 4, 0 0 0 円の増額で、U I J ターン就業・創業移住支

援金 2,370 万円は、10 月までの支給実績とこれまでの相談状況などから、予算の不足が見込まれることから増額計上をしているものです。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費は 5,537 万 4,000 円の減額で、町道改良舗装工事 5,749 万 6,000 円の減額は、8 月豪雨災害の復旧対応を優先させるため、今年度予定していた水原七口線と向原西ノ畑線、こちらの事業費を減額いたします。

続きまして、資料の 3 ページになります。

款 10 の教育費です。こちらの中で項 1 教育総務費は 203 万 8,000 円の増額で、このうち、学校ネットワークアセスメント業務委託料 141 万 9,000 円は、国の補助金を活用して児童生徒のタブレット端末の通信環境に遅延や不具合がないか、調査診断するための委託料を新たに計上するものです。

款 11 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費は 4,343 万 1,000 円の減額で、町単独の小災害復旧工事 1,706 万 9,000 円の増額は、こちらは工事件数の増加と補助対象とならなかった工事の増によるもの、それから国庫補助の災害復旧工事費 7,700 万円の減額につきましては、国庫補助対象箇所の減少と事業費の精査により減額するものです。

款 14 の予備費は 581 万 5,000 円を減額しまして、歳入歳出調整して、歳出合計補正額 1,655 万 5,000 円の減額となっております。

また、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の 43 ページ、お願いいたします。

第 2 表の債務負担行為の補正につきましては、こちらのほうでは、追加としまして新たに債務負担行為を計上しているものです。

まず、町単道路維持管理事業新車購入は、期間が令和 6 年度から 7 年度まで、限度額は 1,129 万 7,000 円としております。こちらは車両の納車等改造、それから塗装などに期間を要しまして年度内の納車が困難であることから、納期を確保するため新たに債務負担行為を計上するものです。

次に、国補防災安全交付金事業西鯉沢大谷地線（1 工区）舗装修繕工事は、期間が令和 6 年度から 7 年度まで、限度額は 2,000 万円として、次の国補交通安全対策補助事業谷地沢大塚線（2 工区）道路改良工事は、同じく期間が令和 6 年度から 7 年度まで、限度額が 2,200 万円としております。それぞれこちら積算すると、標準工期が 4 か月以上となりまして、年度内の竣工が困難であることから、工

期を確保するため新たに債務負担行為を計上するものです。

次に、議案書 44 ページ、ご覧ください。

第 3 表 地方債補正になります。こちらにつきましては、変更になります。

まず、公共事業等につきましては、林道森泉山線小塚橋の補修設計業務、こちらの事業費が確定したため、補正後の限度額を 4 億 8,330 万円としまして 40 万円の減額、次の地方道路等整備事業につきましては、豪雨災害の復旧対応を優先させるため、今年度予定していた町道 2 路線の事業費を減額するため、補正後の限度額を 8,670 万円としまして 2,580 万円の減額、次に公共土木施設等災害復旧事業費は、補助から単独に組み替えたことなど、こういったことによりまして補正後の限度額を 1 億 2,770 万円として 1,080 万円の増額をするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はありません。

説明については以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前 10 時 58 分）

（休 憩）

（午前 11 時 13 分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

荻原総務課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

荻原総務課長。

○総務課長（荻原春樹君） 議案書の訂正をお願いしたいかと思ひます。議案書の 15 ページをお願いいたします。

こちら、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、この表題中に、表題の 2 行目であります「例の一部を改正する条例案について」という記載でございますが、この例の次の「の一部を改正する条例」、こちらを削除、お願いしたいかと思ひます。2 行目の例の次からであります「の一部を改正する条例」、こちらを削除していただくようお願いしたいかと思ひます。大変申し訳ありませんでした。

補正予算案（第３号）について――

○議長（荻原謙一君） 日程第１５ 議案第１０２号 令和６年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の６２ページをご覧くださいと思います。

議案第１０２号 令和６年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第３号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和６年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）を、別冊のとおり提出する。

令和６年１１月２９日 提出

御代田町長 小園拓志

６４ページをご覧ください。

令和６年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，６９０万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億２，９４９万１，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

６５ページをご覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

款４県支出金、項１県補助金２，６９０万４，０００円の増額でございます。こちらは一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増加に伴う増ということでございます。１人当たりの医療費が増加したということが主な要因でございます。

歳入合計２，６９０万４，０００円の増額補正でございます。

66 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費1,315万4,000円の増額でございます。こちらは、一般被保険者療養給付費の9月末までの実績から今後の見込みを算出し、不足分を増額するものでございます。

項2 高額療養費1,375万円の増額でございます。こちらも同様に、高額療養費の9月末までの実績から今後の見込みを算出し、不足分を増額するものでございます。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金1,688万3,000円の増額でございます。こちらは、令和5年度保険給付費等交付金の返還額の確定に伴う増額となっております。

款6 項1 基金積立金、こちら7,000万円を増額し、基金に積立てを行います。

款7 項1 予備費につきましては、8,688万3,000円の減額となっております。

歳出合計2,690万4,000円の増額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第16 議案第103号 令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第16 議案第103号 令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の72ページをご覧ください。

議案第103号 令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

御 代 田 町 長 小 園 拓 志

7 4 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,569 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,662 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

7 5 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金 236 万 2,000 円の減額でございます。こちらは、介護給付費の減額に伴い、国庫負担分を減額するものでございます。

款 5 項 1 支払基金交付金 588 万 7,000 円の減額でございます。こちらも同様に、介護給付費の減額に伴い、支払基金負担分を減額するものでございます。

款 6 県支出金、項 1 県負担金 472 万 4,000 円の減額でございます。こちらも同様に、介護給付費の減額に伴い、県負担分を減額するものでございます。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金 272 万 5,000 円の減額でございます。こちらも同様に、介護給付費の減額に伴い、町負担分を減額するものでございます。

歳入合計 1,569 万 8,000 円の減額補正でございます。

7 6 ページをお願いいたします。

款 2 項 1 保険給付費 2,180 万 2,000 円の減額でございます。こちらは、9 月末の実績から今後の見込みを算出し、過剰分を減額するものでございます。主に特養ですとか、老健の利用者が少なかったということが主な原因でございます。

款 6 項 1 予備費につきましては、610 万 4,000 円の増額となっております。

歳出合計 1,569 万 8,000 円の減額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第１７ 議案第１０４号 令和６年度御代田小沼水道事業会計補正予算案

（第３号）について――

○議長（荻原謙一君） 日程第１７ 議案第１０４号 令和６年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書８１ページをご覧ください。

議案第１０４号 令和６年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第３号）について

地方公営企業法第６条及び地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和６年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第３号）を、別冊のとおり提出いたします。

令和６年１１月２９日 提出

御代田町長 小園拓志

８３ページをご覧ください。

令和６年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第１条 令和６年度御代田小沼水道事業会計予算第３条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第５１款水道事業費用、第１項営業費用としまして９万円の増額は、口座振替件数の増加による手数料１万４,０００円の増額と、証明発行サーバーのリプレイスによる賃借料７万６,０００円の増額をお願いするものでございます。

収益的支出の総額が９万円増額し、２億１,１４９万円となります。

続いて、資本的支出の補正です。

第２条 予算第４条中に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的支出につきましては、第７１款資本的支出、第２項企業債償還金としまし

て1万1,000円の増額は、地方公共団体金融機構の利率見直しによる増額をお願いするものでございます。

資本的支出の総額が1万1,000円増額しまして、2億7,810万9,000円となります。

続きまして、84ページをご覧ください。債務負担行為です。

第3条 予算第5条に債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加します。

まず、旧塩野配水池施設撤去工事ですが、令和7年度に蟻ヶ沢水源のクリプト対策紫外線処理施設整備のための設計業務を計画しております。旧塩野配水池は、この蟻ヶ沢の紫外線処理施設に隣接しているため設計業務一緒となることから、令和6年度から令和7年度の債務負担行為として施設を撤去するものでございます。

限度額は1,500万円でございます。

続きまして、公用自動車（水道車）新車購入事業は、現在の水道車ですが、平成18年に購入し、18年が経過しており、老朽化が進んでおります。また、令和7年6月に車検を迎えることから、このたび新車を購入するものでございます。

車体を現在と同じ道路維持作業用自動車、黄色の仕様で6社に発注したところ、特別な仕様に対応できない等の理由により、入札に応じていただけたのは1社だけでございまして、不落となりました。改めて仕様書を詳細なものにし、発注しますが、年度内の納車が間に合わないため、令和6年度から令和7年度の債務負担行為として実施をいたします。

限度額は602万円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第18 議案第105号 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算案

（第3号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第18 議案第105号 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) 議案書89ページをご覧ください。

議案第105号 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算案(第3号)について

地方公営企業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算(第3号)を、別冊のとおり提出します。

令和6年11月29日 提出

御代田町長 小園 拓志

91ページをご覧ください。

第1条 令和6年度御代田町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入の補正)

第2条 令和6年度御代田町下水道事業会計第4条中に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして、第1款資本的収入、第1項企業債としまして2,400万円の増額をお願いいたします。こちらは、下水道事業債の元金償還期間、こちらは最長40年となっております。それと下水道処理施設の減価償却期間、こちらは最長50年となっておりますが、それぞれ償還期間が異なっておりまして、元金償還金と減価償却費との差について、料金収入で回収するということになっておりますけれども、構造的に資金不足が生じることから、この資金不足を補うために資本費平準化債の措置が講じられております。公営企業会計では、資産等のより正確な把握が必要になるということを踏まえまして、公債費負担を適正な水準の料金収入で賄える程度に平準化できるよう、過去に借り入れた資本費平準化債の元金償還金が令和6年度から新たにこの起債の対象になりました。このため、過去の資本費平準化債の元金償還金から減価償却費を差し引いた額を資本費平準化債の借入限度額とするため、2,400万円の増額をお願いするものでございます。

したがいまして、資本的収入の総額は2,400万増額し、7億8,442万1,000円となります。

次に、企業債の補正です。

第3条 予算第6条で定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

こちらは、先ほど説明しました起債の限度額の補正となります。

起債の目的、資本費平準化。

限度額は、補正前１億３，６００万円を、２，４００万円増額しまして、１億
６，０００万円といたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午前１１時３３分